#### $\sim$ 就学奨励費を申請される保護者の方へ $\sim$

しゅうがくしょうれいひ

#### 申請にあたっての注意事項 就学奨励費

就学奨励制度とは、特別支援学級及び特別支援教室に通うお子様などに対し、通学するためにか かる費用について、ご家庭の負担を軽減するために、その費用の一部を補助する制度です。

この制度は、経済的理由により就学困難なお子様に対し援助を行う就学援助制度とは異なります。

# ※注意: 就学援助を受給しているご家庭は対象外です。 両方受給することはできません。

申請を希望される方は、下記要件及び、別紙「就学奨励費申請書兼委任状・口座振替依頼書(記 入例)」を必ずお読みの上、「就学奨励費申請書兼委任状・口座振替依頼書」を、学務課助成係へ 提出してください。

- 1 対象となる方=区内に在住で、次のいずれかに該当するお子様の保護者
  - (1)特別支援学級及び特別支援教室に通学・通級している
  - (2) 特別支援学校の入学基準(学校教育法施行令第22条の3)に該当し、通常学級 (小学校・中学校)に通学している

※原則、就学相談を受けた方が対象となります。

- 2 申 込 方 法二足立区立以外の学校へ通学・通級の方…学務課助成係へ提出してください。
  - 【※1月2日以降、足立区へ転入した方は「令和7年度住民税課税証明書の原本」(所得金額、扶養人数、 社会保険料等の各控除額が証明されているもの)が必要となります。]
  - ・足立区で定める所得基準により審査します。
  - ・固定学級並びに通級学級で22条の3非該当の方は、裏面の記入や手帳等(写)の添付の必要はありません。 表面だけ記入してご提出ください。
  - ・22条の3該当者でお申込の方は、申請書の裏面も必ず記入の上、手帳・医療証等お持ちの方は、お手 数ですが、 コピーを貼付して提出いただきますよう、 ご協力をお願いします。 学校所見欄につきましては、 提出後、学務課より別途学校へ依頼しますので、無記入のままご提出ください。
  - ・学校教育法施行令第22条の3に該当するかどうかについては、就学相談を受けた方で、就学相談の判定 結果が、特別支援学校入学(22条の3該当)と判定された方を対象としていますので、ご注意ください。
- 3 提出期限二<u>令和7年9月30日(火)必着</u>※提出期限以降は、申請書の提出月から開始となります。
- 4 認定区分と支給対象費目=下記、認定区分・支給費目表のとおり。

次の経費の一部が支給されます。認定区分(在籍種別、所得要件有)や、実費 負担状況等により、支給の対象となる費目や支給金額が異なりますので、あら かじめご了承ください。

### ~認定区分•支給費目表~

認定区分		認定基準	支給費目 (※支給金額は一部の費目を除き 就学援助の1/2以下
区 分 1	・固定学級 ・22条の3該当の 通級・ 通常学級 特別支援教室	令和6年の世帯の所得が生 活保護基準に基づき計算し た額の2.5倍未満の方	学校給食費、学用品·通学用品購入費、新入学児童生徒学用品·通学用品購入費、修学旅行費、校外活動費、通学費、職場実習交通費、交流学習交通費
区分2	・固定学級 ・22条の3該当の 通級・通常学級 特別支援教室	令和6年の世帯の所得が生活保護基準に基づき計算した額の2.5倍以上の方	通学費、交流学習交通費、職場実習交通費
区 分 3	・22条の3非該当の 通級学級 特別支援教室	電車やバスを使って <b>通級</b> し ている方 ※所得の制限はありません。	通学費

裏面も必ずご覧ください

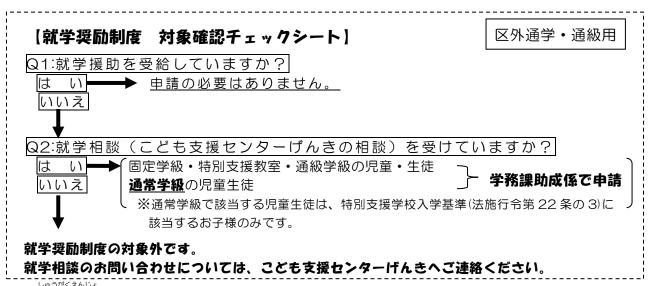
- 5 認定結果ニ11月中旬に認定結果通知書を保護者あてに郵送します。
- 6 支給方法=登録口座への振込は、令和8年3月下旬となります。
- 7 お問い合わせ先=**足立区教育委員会 学務課 助成係 電話:03-3880-5977**

## 【通常学級(小学校・中学校)に在籍するお子様の保護者の方へ】

就学奨励制度では、特別支援学校の入学基準<u>(学校教育法施行令第22条の3)</u>に該当し、通常学級(小学校・中学校)に在籍しているお子様の保護者も制度の対象となっています。

#### ~参 考~ 学校教育法施行令第22条の3の内容は、以下のとおりです。

3 12/12/12/12/13/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/				
区分	障がいの程度			
視覚	両眼の視力がおおむね〇・三末満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの			
聴覚	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの			
知的	- 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの			
肢体 不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能 又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする 程度のもの			
病弱	- 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの			



- ※就学援助の申請を希望される方は、随時受け付けしています。
- ※足立区以外にお住まいの方は、お住まいの市区町村にお問合せください。